

③ その他、保安基準に規定されていない、安全性の向上を図るための装置については、必要に応じ、運転者がそれら装置を適切に活用できるよう当該装置の性能・使い方等を指導することが必要です。

**Q 5.** 国は、事業者が特別な指導の座学や実技を行う場合に、その内容をわかりやすく示したマニュアルを作成しないのか。

**A 5.** 初任運転者・事故惹起運転者への指導内容は、基本的に一般的な指導・監督の内容と重複しているため、一般的な指導及び監督で使用する実施マニュアルを活用可能と考えております。また、ドライブレコーダーの記録を利用した具体的な指導及び監督方法につきましては、別途マニュアルを作成しております。

実技の実施時については、基本的には告示に規定されている内容を実施して頂き、詳細については事業者判断として頂くこととしております。

**Q 6.** 急ブレーキの訓練はなぜ行わなければならないのか。

**A 6.** 自動車メーカー、学識経験者等より、「急ブレーキは日頃より訓練を行っていないと、とっさの際に十分な早さ、強さでブレーキペダルを踏み込むことができない」との意見をいただいているところです。

**Q 7.** 「停止状態の訓練用自動車を用いても差し支えない。」とあるが、静止状態で急ブレーキの訓練を行うことに意味はあるのか。

**A 7.** 自動車メーカー、学識経験者等より、「静止状態で急ブレーキを操作する場合を想定してブレーキを大きく踏み込む訓練は、急ブレーキに関する咄嗟の操作の訓練として有益である」ご意見をいただいているところです。

**Q 8.** 静止状態で急ブレーキの操作の方法を指導する場合には、どのような方法によりどの程度指導すべきか。

**A 8.** 訓練1回毎に、静止状態の貸切バスのブレーキを何度か大きく踏み込んで頂くことを想定しております。当該訓練は、反復的・継続的に行うことに意義があるとされていることから、少なくとも、1か月に1回程度を目安に行って頂く必要があります。